

平成 17 年 11 月 日

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性 — 政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘 —

平成 17 年 11 月 14 日(月)、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会 (丹羽宇一郎委員長・富田俊基独立行政法人評価分科会長)は、独立行政法人に関する有識者会議の 10 月 28 日の「指摘事項」も踏まえ、独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する「勧告の方向性」を取りまとめました。(→ これまでの経緯や今後の予定等についてはP.6を参照。)

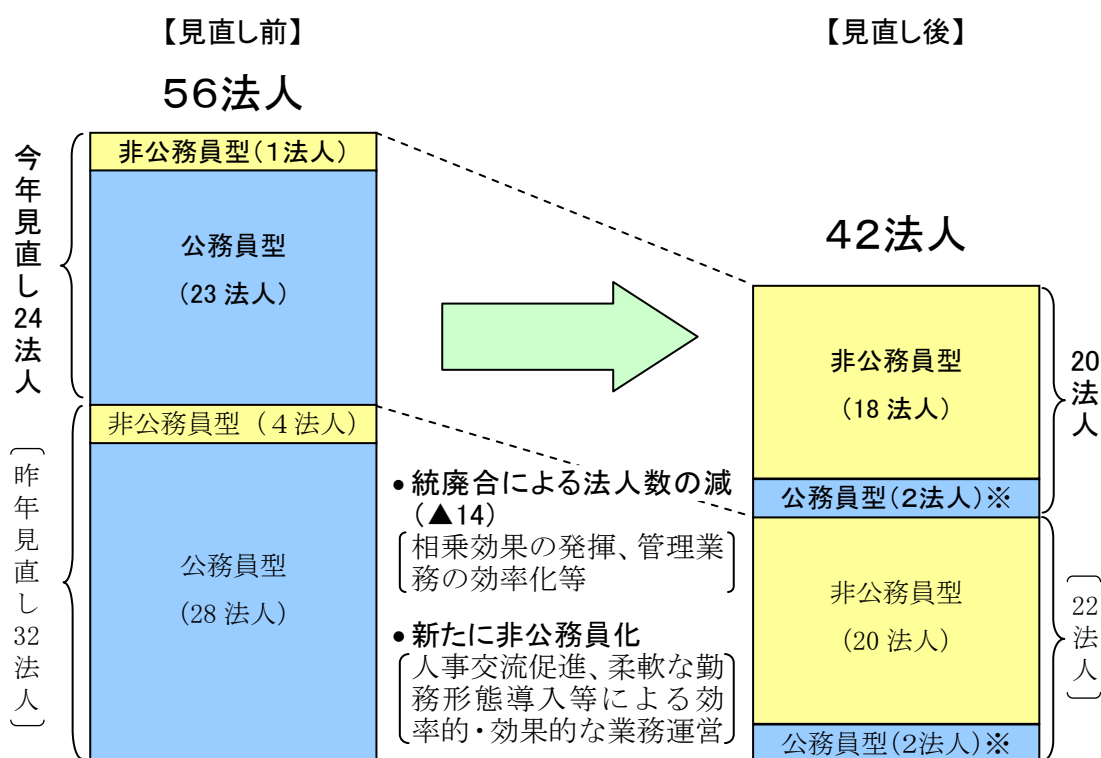
今年、16・17 年度末に中期目標期間が終了する **56 法人**のうち、昨年中に見直しの結論を得た 32 法人を除く **24 法人を対象**として、法人の統合・非公務員化について上記指摘事項の内容を最大限尊重しつつ、見直しを行いました。

〔 → 今年の「勧告の方向性」のポイント(24 法人)については、P5を参照
 → 昨年見直しを含めた全体像(56 法人)については、P1～4を参照 〕

統合と非公務員化の全体像 (56 法人)

◆法人の統合と非公務員化の全体像 (→内訳は3～4ページを参照)

16・17 年度末に中期目標期間が終了する **56 法人を 42 法人に整理・統合**。
42 法人中、38 法人を非公務員型に。



※公務員型は、政治的中立性が求められるもの 2 法人、広範な立入検査等を行うもの 2 法人。

◆非公務員化の概要

16・17年度末に中期目標期間が終了する見直し対象 56 法人(公務員型は 51 法人)のうち、**44 法人(職員数約 12,000 人)を非公務員化(※)**

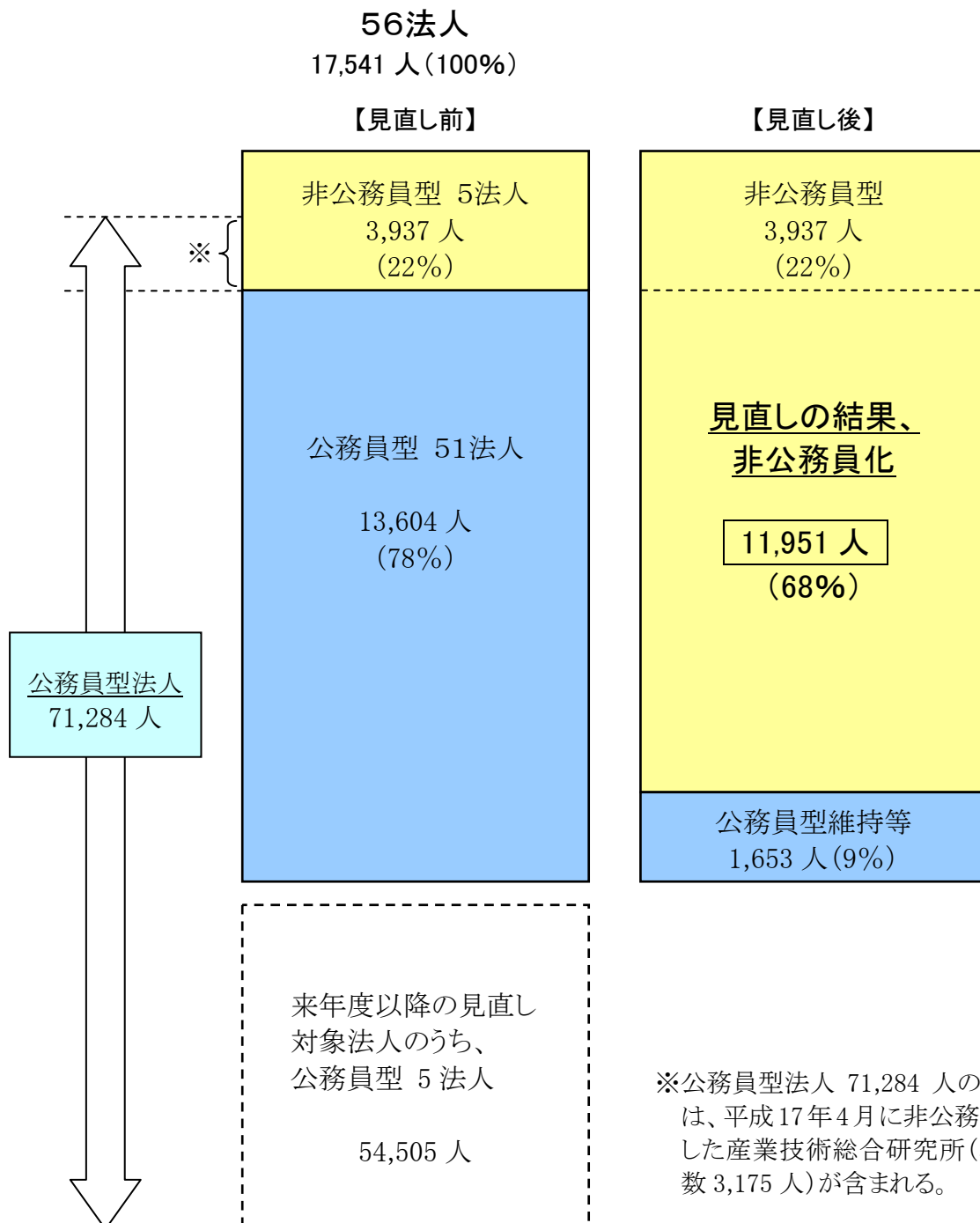
※整理・統合後は、42 法人のうち 38 法人が非公務員型。(前ページを参照)

【非公務員化のメリット】

研究・教育関係法人： 民間・大学との人事交流の促進等
 その他の法人： 柔軟な勤務形態の導入等



効率的・効果的な
業務運営
組織の活性化



(注)いずれも人数は平成 17 年 1 月現在の常勤職員数

○ 56 法人の概要と統合・非公務員化等の内訳

は今年の見直し対象 24 法人
 は昨年見直し対象 32 法人

| 主務府省 | 法人名 | 現在行っている業務 | 常勤職員数(人) | H17 予算額(億円) | 勧告の方向性の内容 | |
|-------|---------------------|----------------------------------|----------|-------------|-----------|-------|
| | | | | | 廃止・統合 | 非公務員化 |
| 内閣府 | 駐留軍等労働者労務管理機構 | 駐留軍等労働者の労務管理等 | 399 | 49 | — | — |
| | 国立公文書館 | 公文書等の保存・利用 | 42 | 18 | — | — |
| 総務省 | 情報通信研究機構 | 情報通信研究・開発等 | 460 | 574 | — | 非公務員化 |
| | 消防研究所 | 消防の科学技術分野における研究等 | 47 | 11 | 廃止 | — |
| 財務省 | 酒類総合研究所 | 酒類の高度な分析・鑑定、酒類及び酒類業に関する研究・調査等 | 50 | 12 | — | 非公務員化 |
| 文部科学省 | 国立特殊教育総合研究所 | 特殊教育に関する実際的な研究を総合的に実施等 | 76 | 13 | — | 非公務員化 |
| | 国立国語研究所 | 国語及び外国人に対する日本語教育等に関する科学的な調査・研究等 | 64 | 12 | — | 非公務員化 |
| | 国立美術館 | 美術館の設置・運営、美術作品の調査・研究等 | 128 | 50 | — | 非公務員化 |
| | 国立博物館 | 博物館の設置・運営、有形文化財の調査・研究等 | 227 | 66 | 統合 | 非公務員化 |
| | 文化財研究所 | 文化財の修復等に関する調査・研究等 | 126 | 30 | | |
| | 物質・材料研究機構 | 物質・材料科学に関する研究開発事業 | 542 | 167 | — | 非公務員化 |
| | 放射線医学総合研究所 | 放射線医学に関する研究開発事業 | 357 | 154 | — | 非公務員化 |
| | 国立科学博物館 | 自然史等の研究事業・展示事業 | 145 | 44 | — | 非公務員化 |
| | 大学入試センター | 大学入試選抜の改善に関する調査研究事業 | 108 | 5 | — | 非公務員化 |
| | 防災科学技術研究所 | 自然災害に関する研究開発事業 | 109 | 112 | — | 非公務員化 |
| | 国立青年の家(非公務員) | 青年の団体宿泊訓練等 | 305 | 48 | 統合 | 非公務員化 |
| | 国立少年自然の家(非公務員) | 少年の団体宿泊訓練等 | 265 | 45 | | |
| | 国立オリンピック記念青少年総合センター | 青少年教育関係者、青少年に対する研修等 | 62 | 42 | | |
| | 国立女性教育会館 | 女性教育関係者に対する研修等 | 28 | 7 | — | 非公務員化 |
| 厚生労働省 | 国立健康・栄養研究所 | 国民の健康の保持及び増進に関する調査研究等 | 47 | 8 | — | 非公務員化 |
| | 産業安全研究所 | 事業場における災害の予防に関する調査及び研究 | 49 | 13 | 統合 | 非公務員化 |
| | 産業医学総合研究所 | 労働者の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究 | 73 | 17 | | |
| 農林水産省 | 農林水産消費技術センター | 日本農林規格・農林物資品質表示基準の調査・分析・監視・立入検査等 | 509 | 55 | 統合 | — |
| | 肥飼料検査所 | 肥料の登録審査、肥料・飼料・飼料添加物・土壌改良資材の立入検査等 | 151 | 18 | | |
| | 農薬検査所 | 農薬の登録検査、立入検査等 | 71 | 9 | | |
| | 種苗管理センター | ばれいしょ等の種苗の生産・配布、品種登録の栽培試験、種苗検査等 | 334 | 34 | — | 非公務員化 |
| | 家畜改良センター | 家畜、飼料作物の改良・増殖・配布・検査等 | 921 | 89 | — | 非公務員化 |
| | 水産大学校 | 水産に関する学理・技術の教授・研究 | 191 | 52 | — | 非公務員化 |
| | 林木育種センター | 林木の育種、林木種苗の配布、林木育種に関する調査・研究 | 145 | 21 | 統合 | 非公務員化 |
| | 森林総合研究所 | 森林及び林業に関する総合的な試験・研究等 | 667 | 107 | | 非公務員化 |

| 主務 府省 | 法人名 | 現在行っている業務 | 常勤 職員数 (人) | H17 予算額 (億円) | 勧告の方向性の内容 | |
|-----------|------------------|---------------------------------------|------------------|--------------------|-----------|---------|
| | | | | | 廃止・統合 | 非公務員化 |
| 農林 水産省 | 農業・生物系特定産業技術研究機構 | 農業技術研究 | 2,845 | 523 | 統合 | 非公務員化 |
| | 農業工学研究所 | 農業土木その他の農業工学に係る技術に関する試験・研究等 | 131 | 28 | | |
| | 食品総合研究所 | 食料に係る資源の利用、食品の加工・流通に関する試験・研究等 | 125 | 34 | | |
| | 農業生物資源研究所 | 生物資源の農業上の利用等に関する試験・研究等 | 414 | 114 | — | 非公務員化 |
| | 農業環境技術研究所 | 農業生産の対象生物の生育環境に関する技術の調査・研究等 | 191 | 38 | — | 非公務員化 |
| | 国際農林水産業研究センター | 熱帯・亜熱帯地域その他開発途上地域における農林水産業技術の試験・研究等 | 158 | 36 | — | 非公務員化 |
| | 水産総合研究センター | 水産試験研究・技術開発 | 875 | 210 | 統合 | 非公務員化 |
| | さけ・ます資源管理センター | さけ類・ます類のふ化・放流等、調査・研究 | 142 | 20 | | |
| | 農業者大学校 | 近代的な農業経営に関する学理・技術の教授・研究 | 42 | 6 | 廃止 | 非公務員化 |
| 経済 産業省 | 経済産業研究所(非公務員) | 経済産業政策に関する基礎的な調査研究等 | 45 | 13 | — | (非公務員型) |
| | 工業所有権情報・研修館 | 公報等閲覧業務、工業所有権相談業務、人材育成・研修業務等 | 79 | 129 | — | 非公務員化 |
| | 製品評価技術基盤機構 | バイオテクノロジー事業、化学物質管理事業、適合性評価事業、人間生活福祉事業 | 434 | 81 | — | — |
| | 日本貿易保険(非公務員) | 貿易保険事業 | 147 | 0 | — | (非公務員型) |
| | 産業技術総合研究所(非公務員) | 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発、地質の調査、計量の標準 | 3,175 | 843 | — | (非公務員型) |
| 国土 交通省 | 建築研究所 | 建築技術に関する研究開発事業 | 93 | 22 | — | 非公務員化 |
| | 交通安全環境研究所 | 自動車の安全、環境保全等に関する研究開発事業等 | 99 | 33 | — | 非公務員化 |
| | 海上技術安全研究所 | 船舶、海洋汚染防止等に関する研究開発事業 | 224 | 39 | — | 非公務員化 |
| | 電子航法研究所 | 航空管制に関する研究開発事業 | 65 | 18 | — | 非公務員化 |
| | 航空大学校 | 航空機操縦士の養成 | 121 | 27 | — | 非公務員化 |
| | 土木研究所 | 土木の建設技術に関する研究開発事業 | 215 | 51 | 統合 | 非公務員化 |
| | 北海道開発土木研究所 | 積雪寒冷地、泥炭質の軟弱地盤等の自然条件を踏まえた土木技術上の研究開発事業 | 171 | 18 | | |
| | 港湾空港技術研究所 | 港湾、海岸、空港等の整備等に関する研究開発事業 | 111 | 20 | — | 非公務員化 |
| | 海技大学校 | 船員教育、船舶運航に関する研究 | 79 | 11 | 統合 | 非公務員化 |
| 海員学校 | 海員の養成 | 144 | 20 | | | |
| 航海訓練所 | 航海訓練の実習 | 444 | 69 | | | |
| 環境省 | 国立環境研究所 | 環境の保全に関する調査研究等 | 274 | 105 | — | 非公務員化 |

(注1)「常勤職員数」は平成17年1月現在の人数。(注2)「H17予算額」は国費ベースの額。

今年の「勧告の方向性」のポイント (24 法人)

1. 法人の統合(事務・事業の一体的実施) ……24 法人を 20 法人に整理・統合

| 対象法人 | 統合の考え方 |
|---------------------------|--|
| 国立博物館、文化財研究所 | 文化財に関する展示や保存修復のノウハウの相互活用、一体的実施により相乗効果を発揮 |
| 農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所 | 食品の安全性確保のための総合力の発揮、一層の検査・分析能力の向上 |
| 林木育種センター、森林総合研究所 | 森林に関する基礎研究から林木の新品種開発・配布まで一貫して実施することで効果的に業務運営 |

2. 公務員型法人の非公務員化

24 法人のうち公務員型の 23 法人について職員の見直し、**19 法人(職員数約 3,700 人)を非公務員化**。

3. 事務・事業の見直し(廃止・重点化等)による合理化

【指摘の主な例】

<駐留軍等労働者労務管理機構> (内閣府)

- ・ 本部管理部門のスリム化、支部組織のスリム化・統廃合。
- ・ 組織・業務運営の見直しによる大幅な人員削減・コスト削減(人件費を含む。)

<情報通信研究機構> (総務省)

- ・ 本部の統合(芝本部の廃止)、地方拠点(24 か所)の見直し、管理部門の効率化等による総費用の縮減。
- ・ 研究開発を「新世代ネットワーク技術」など3つの領域に重点化。

<国立特殊教育総合研究所> (文部科学省)

- ・ 研修事業について、ニーズが低く受講者に偏りがある長期研修の廃止・転換、都道府県で定着した研修・講習会の廃止など、抜本的に見直し。

<農林水産消費技術センター・肥飼料検査所・農薬検査所> (農林水産省)

- ・ 地方組織の事務・事業について、統合メリットの最大限発揮等の観点から早期に一体的運営。

<種苗管理センター> (農林水産省)

- ・ 茶樹の原種生産・配布業務について、早期に民間又は地方に移行の上、廃止。
- ・ 栽培試験業務の実施農場(9か所)、種苗検査業務の実施農場(4か所)の集約化。

<家畜改良センター> (農林水産省)

- ・ めん羊、山羊、うさぎの改良・増殖業務について、民間等に移行の上、廃止。

<工業所有権情報・研修館> (経済産業省)

- ・ 各業務の合理化及び競争的手法による契約の推進による委託費の縮減等。

<航空大学校> (国土交通省)

- ・ 教育業務・教育支援業務・管理業務の見直し・効率化により、職員の削減も含めスリム化。

1. 経緯と今後の予定

(1) 経緯

- 独立行政法人制度の仕組みでは、主務大臣が法人ごとに3～5年の中期目標を定め、中期目標期間が終了する際に法人の組織・業務について抜本的な見直しを実施。(独立行政法人通則法)
- 外部有識者からなる総務省の**政策評価・独立行政法人評価委員会**は、主務大臣が中期目標期間終了時の見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について「**勧告の方向性**」という形で指摘事項を取りまとめ、主務大臣に通知。
- 16・17年度末に中期目標期間が終了する56の独立行政法人のうち、「基本方針2004」に基づき、前倒し分を含め 32 法人について昨年度見直しを実施。今年、残る 24 法人を対象に業務の見直しを検討。
- 24 法人の見直しについては、政府・**行政改革推進本部**(本部長:内閣総理大臣)の**独立行政法人に関する有識者会議**(座長:飯田亮セコム株式会社取締役最高顧問)において、10月28日に、法人の統合、非公務員化等を内容とする指摘事項を取りまとめ、内閣総理大臣に報告。

(2) 今後の予定

- 主務大臣は、「勧告の方向性」の指摘を踏まえた**見直し案を作成**し、政府・行政改革推進本部の議を経た上で**年内に見直し内容を決定**する予定(～12月)
- 見直し内容を平成18年度予算・定員に反映(～12月)
- 非公務員化や統合等を措置するための法案の国会提出、次期中期目標・中期計画の策定(平成18年1月以降)

2. 16・17年度末に中期目標期間が終了する法人一覧(56法人)

(※枠囲みは今年見直し対象の24法人)

| | | |
|--------------------------------------|--------------------|------------------|
| 【16年度末に中期目標期間終了】 <3法人> | | |
| 国立公文書館 | 日本貿易保険 | 産業技術総合研究所 |
| 【17年度末に中期目標期間終了】 <53法人> | | |
| 駐留軍等労働者労務管理機構 | 情報通信研究機構 | 消防研究所 |
| 酒類総合研究所 | 国立特殊教育総合研究所 | 大学入試センター |
| 国立オリンピック記念青少年総合センター | 国立女性教育会館 | 国立青年の家 |
| 国立少年自然の家 | 国立国語研究所 | 国立科学博物館 |
| 物質・材料研究機構 | 防災科学技術研究所 | 放射線医学総合研究所 |
| 国立美術館 | 国立博物館 | 文化財研究所 |
| 国立健康・栄養研究所 | 産業安全研究所 | 産業医学総合研究所 |
| 農林水産消費技術センター | 種苗管理センター | 家畜改良センター |
| 肥飼料検査所 | 農薬検査所 | 農業者大学校 |
| 林木育種センター | さけ・ます資源管理センター | 水産大学校 |
| 農業・生物系特定産業技術研究機構 | 農業生物資源研究所 | 農業環境技術研究所 |
| 農業工学研究所 | 食品総合研究所 | 国際農林水産業研究センター |
| 森林総合研究所 | 水産総合研究センター | 経済産業研究所 |
| 工業所有権情報・研修館 | 製品評価技術基盤機構 | 土木研究所 |
| 建築研究所 | 交通安全環境研究所 | 海上技術安全研究所 |
| 港湾空港技術研究所 | 電子航法研究所 | 北海道開発土木研究所 |
| 海技大学校 | 航海訓練所 | 海員学校 |
| 航空大学校 | 国立環境研究所 | |

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって
(案)

平成17年11月 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 丹羽 宇一郎

1 本日、当委員会は、平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、昨年度前倒しで見直しの結論を得た法人を除いた24の独立行政法人について、その主要な事務及び事業の改廃に関して主務大臣に対し勧告の方向性を指摘しました。

審議に当たっては、今年3月以降、現地の訪問に加え、見直しの検討状況やその考え方に関する主務省・独立行政法人からのヒアリングを含め、独立行政法人評価分科会及びワーキング・グループ等を延べ79回開催し、検討を重ねてまいりました。

2 今回の勧告の方向性では、24法人の主要な事務及び事業に関し、事務及び事業の一体的実施、公務員型独立行政法人の非公務員化について指摘を行ったほか、それぞれの法人について個別の事務及び事業の廃止、重点化、民間移行等の抜本的な見直しの方向を打ち出しております。当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重されて適切な見直しが行われることによって、各法人の一層の効率的かつ効果的な運営に大きく寄与するものと確信しています。

3 今後は、各主務大臣においてこの勧告の方向性を十分踏まえて法人の業務の見直しを具体化していただくこととなります。その際には、見直しの実効性が具体的に発揮されるよう当委員会として特に次の点を強調したいと考えます。

一点目は、個々の事務及び事業の見直しについてです。民間にできることは民間に、地方にできることは地方に委ねるとの基本的考え方の下、事務及び事業の廃止・重点化・アウトソーシング等を積極的に進め、人件費を含めた総費用の縮減を実現するなど、今回の見直しが実効あるものとなるよう御努力を期待します。

二点目は、非公務員化についてです。非公務員化は、研究開発・教育関係法人については民間・大学との人事交流の促進等により、その他の法人についても柔

軟な勤務形態の導入等により、効率的かつ効果的な業務運営や組織の活性化が期待でき、有効な改善策であると認識しています。各法人において、非公務員化の意義を積極的にとらえ、そのメリットを最大限にいかした運営が行われることが重要であると考えます。

三点目は、法人の統合の在り方についてです。法人の統合を行う場合は、その効果を十分に発揮できるような形にする必要があります。勧告の方向性の指摘を踏まえ、人事、予算、財務・会計を始めとして抜本的な見直しを進め、より効率的かつ効果的な運営が可能となる組織及び責任体制が構築されるよう各主務大臣の御尽力を期待します。

4 独立行政法人は、公共的な業務を担う主体として、国民の高い信頼を獲得し、それを維持していくことが不可欠であります。また、業務の定期的な抜本見直しを主要な柱とする独立行政法人制度は、特殊法人等において経営責任の不明確性、事業運営の非効率性・不透明性、組織・業務の自己増殖性、経営の自立性の欠如などが指摘されたことを踏まえ、これらの問題点を克服するものとして構築された制度であることも忘れてはなりません。今般の勧告の方向性を踏まえた業務の抜本的な見直しはもちろんのこと、来年度以降の中期目標期間が終了する法人についても同様の見直しが継続的に行われることで、すべての独立行政法人において、国民に対して一層効率的で質の高い行政サービスの提供が確保されることを当委員会として期待します。

最後に、勧告の方向性の取りまとめに当たり、これまで御協力いただきました各府省・各法人を始めとする関係の皆様に対し心より御礼申し上げますとともに、今後の当委員会の活動について、国民各層に強い御関心をお持ちいただき、幅広い御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(案)

平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について

平成 17 年 11 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

目 次

平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人 の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について

| | |
|---------------------|----|
| 内閣府 | 1 |
| 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 | 3 |
| 総務省 | 5 |
| 独立行政法人情報通信研究機構 | 7 |
| 財務省 | 11 |
| 独立行政法人酒類総合研究所 | 13 |
| 文部科学省 | 15 |
| 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 | 17 |
| 独立行政法人国立国語研究所 | 22 |
| 独立行政法人国立美術館 | 26 |
| 独立行政法人国立博物館 | 29 |
| 独立行政法人文化財研究所 | 29 |
| 厚生労働省 | 35 |
| 独立行政法人国立健康・栄養研究所 | 37 |
| 農林水産省 | 39 |
| 独立行政法人農林水産消費技術センター | 41 |
| 独立行政法人肥飼料検査所 | 41 |
| 独立行政法人農薬検査所 | 41 |
| 独立行政法人種苗管理センター | 44 |
| 独立行政法人家畜改良センター | 47 |
| 独立行政法人林木育種センター | 49 |
| 独立行政法人水産大学校 | 51 |
| 経済産業省 | 53 |
| 独立行政法人経済産業研究所 | 55 |
| 独立行政法人工業所有権情報・研修館 | 57 |
| 国土交通省 | 59 |
| 独立行政法人建築研究所 | 61 |
| 独立行政法人交通安全環境研究所 | 61 |
| 独立行政法人海上技術安全研究所 | 61 |
| 独立行政法人電子航法研究所 | 61 |
| 独立行政法人航空大学校 | 63 |
| 環境省 | 65 |
| 独立行政法人国立環境研究所 | 67 |

(案)

政 委 第 号
平成 17 年 11 月 日

内 閣 総 理 大 臣
小 泉 純 一 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴府所管の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴府において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にさせていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・

具体的に定めていただくようお願いします。特に、同閣議決定を踏まえ、業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「駐留軍等労働者労務管理機構」という。）の主要な事務及び事業については、日米安全保障条約に基づく日米地位協定により在日米軍に必要な労働力の確保を図るという目的を踏まえ、事務及び事業の一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 スリム化及びコスト削減

駐留軍等労働者労務管理機構については、効率的かつ効果的な業務運営を図る観点から、次期中期目標期間中に、次のような措置を講ずるものとする。

- ① 組織の在り方について抜本的な見直しを行い、本部については、管理部門を極力縮小し、支部については、今後の在日米軍の再編状況等を踏まえ、組織のスリム化及び統廃合を実施するとともに、各支部が管轄する米軍施設の特性、配置状況等に応じた適正な規模の職員配置を行う。
- ② 駐留軍等労働者に係る福利厚生業務等のアウトソーシングを更に徹底するとともに、本法人の管理業務等についても極力アウトソーシングを推進する。
- ③ 上記の組織及び業務運営の見直しにより、大幅な人員削減を実施するとともに、人件費を含むコストの削減を徹底する。

第2 中期目標等における業務の効率化に向けた法人の取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた上記第1で示した業務運営の効率化に向けた取組を具体的に明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

(案)

政 委 第 号
平成 17 年 11 月 日

総 務 大 臣

竹 中 平 蔵 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の独立行政法人情報通信研究機構について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にさせていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・

具体的に定めていただくようお願いします。特に、同閣議決定を踏まえ、業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人情報通信研究機構の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人情報通信研究機構（以下「情報通信研究機構」という。）の主要な事務及び事業については、情報通信分野において国の政策と連携した質の高い研究成果を創出するという必要性を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねるとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 中期目標等における法人の任務・役割の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における任務の位置付け、民間、大学等との役割分担など、情報通信研究機構が担う任務・役割を明確にするものとする。

その際、情報通信技術の研究開発について、情報通信研究機構は、主として基礎研究にその研究資源（予算、人員、設備等）を重点化することとし、応用研究については、民間等への委託、助成等、その研究活動の促進に資する取組を行うことを明記するものとする。

第2 統合効果の発揮、業務運営の効率化

情報通信研究機構が平成16年4月に独立行政法人通信総合研究所と認可法人通信・放送機構が統合した法人であることを踏まえ、統合効果をより一層具体的に発揮し、効率的かつ効果的な業務運営を確保する観点から、以下の取組を行うとともに、それを通じて、管理部門の効率化、業務の合理化等を進め、総費用（人件費を含む。）の縮減を図るものとする。

1 本部の統合等による業務運営の効率化

小金井及び芝の本部について、次期中期目標期間中、早期に芝本部を廃止し、小金井本部に統合するものとする。

その際、総合研究系（情報通信・無線通信・電磁波計測・基礎先端の各部門）、先導研究開発系などの研究体制、研究成果の発信機能を担う企画系などの研究支援体制について、その構成・機能を再編成するとともに、次期中期目標期間において要員構成・規模を見直すものとする。

2 地方拠点の見直し

地方拠点（24 か所）について、可能なものについては次期中期目標期間開始時までには、又は次期中期目標に具体的スケジュールを示した上で、所期の研究目的を達成したと判断されるものは廃止するとともに、研究内容を踏まえた拠点の集約化を推進するものとする。

3 海外拠点の見直し

海外拠点のうち、タイ自然言語ラボラトリー及びシンガポール無線通信ラボラトリーについて、真に情報通信研究機構が担うべき研究を実施しているか、現地に人員と設備が必要か、定常的な業務を有しているかなどの観点からそれぞれ見直し、廃止・集約化を検討するものとする。

また、アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所について、その効率的かつ効果的な運営の確保に資するよう、情報通信研究機構の任務・役割との関係、現地に人員と設備が必要か、定常的な業務を有しているかなどの観点からその必要性等を検証し、明らかにするものとする。

第3 研究及び開発の重点化

情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発について、情報通信審議会の答申「ユビキタスネット社会に向けた研究開発の在り方について」（平成17年7月29日）において、今後我が国が重点的に取り組むべき情報通信技術の研究開発領域と指摘している①新世代ネットワーク技術、②ICT（情報通信技術）安心・安全技術及び③ユニバーサル・コミュニケーション技術に係る三つの研究開発領域に重点化するものとする。

その際、民間、大学及び他の独立行政法人との役割分担を明らかにし、真に情報通信研究機構が担うべきものに限って研究開発を行うものとし、研究開発領域のうち、基礎

的でリスクの高いもの、実用化まで長期間・高負担を要するものに該当する個々の研究開発課題を具体的に設定するものとする。

また、現在取り組んでいる研究開発課題のうち、三つの研究開発領域との関連が明確でないもの、所期の目標を達成できる見込みがあるもの、社会環境の変化などから必要性がなくなると認められるものなどについては、廃止・縮小する方向で常時検討するものとする。

さらに、個々の研究開発課題について、情報通信研究機構の研究資源（予算、人員、設備等）を踏まえ、より効率的に遂行することができるかと認められ、かつ、優れた研究成果を得られることが十分期待される場合には、民間や大学等の他の研究組織に委託すること、他の研究組織と共同研究を行うことなどの連携を通じて、研究開発のより一層の進ちよくを図るものとする。

研究開発については、情報通信研究機構における研究開発そのものの評価にとどまることなく、その成果の普及状況、実用化状況、民間や大学等の他の研究組織における研究促進の状況なども把握・分析して、業務の見直しに活用するものとする。

第4 事業振興業務等の見直し

1 通信・放送事業分野の事業振興業務の見直し

通信・放送事業分野の事業振興業務について、次期中期目標等において、助成等の対象である各課題に係る達成目標を具体的かつ定量的に明示し、その達成度に応じた業務の見直しを行うなど、効率的かつ効果的に実施するものとする。

2 民間基盤技術研究促進業務の見直し

民間基盤技術研究促進業務について、次期中期目標等において、研究課題の委託対象である民間における通信・放送基盤技術の研究促進に係る達成目標を具体的かつ定量的に明示し、その達成度に応じた業務の見直しを行うなど、効率的かつ効果的に実施するものとする。

その際、上記第3の三つの研究開発領域への重点化を踏まえ、研究課題の公募及び採択の対象を重点化するとともに、委託に係る研究開発そのものの評価にとどまることなく、その成果の普及状況、実用化状況、民間における研究促進の状況なども把握・分析して、業務の見直しに活用するものとする。

第5 非公務員による事務及び事業の実施

総務省においては、情報通信研究機構の事務及び事業について、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、非公務員が担うための手続を既に進めており、その実現を図るものとする。

(案)

政 委 第 号
平成 17 年 11 月 日

財 務 大 臣
谷 垣 禎 一 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の独立行政法人酒類総合研究所について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にしていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・

具体的に定めていただくようお願いします。特に、同閣議決定を踏まえ、業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いいたします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

独立行政法人酒類総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性（案）

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人の設立の主旨を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねるとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 研究及び調査業務等の重点化・効率化

酒類総合研究所の研究及び調査業務等については、効率的かつ効果的な業務運営を確保する観点から、次期中期目標期間中に、次の措置を講ずるものとする。

- ① 独立行政法人として真に担うべきものに取り組むとの観点から、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発研究業務並びに社会経済情勢の変化に対応した研究及び調査業務に重点化して実施する。
- ② 研究資源の柔軟な配分が可能となるよう、現在の研究体制をより大きな部門制に再編する。
- ③ 研究及び調査業務の活性化を図り、併せて適正な受益者負担を求め運営費交付金の抑制を図る観点から、民間資金を導入することが適当な研究課題については、積極的に民間機関との共同研究による実施を推進する。これにより酒類業界等からの要請に基づき実施してきた清酒品質評価技術の改良等の特定研究は廃止する。
- ④ 酒類の全国的な品質調査である鑑評会については、本法人の後援又は本法人と業界団体との共催により実施する。なお、共催の場合、法人の所要経費については収支相償の考え方にに基づき実施する。
- ⑤ 現状の研究及び調査業務、管理業務等の内容について精査を行い、アウトソーシングが可能なものは、極力これを推進するなどにより、人件費を含むコストの削減を徹底する。

第2 中期目標等における法人の任務・役割等の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた研究及び調査業務等の重点化及び効率化に向けた上記第1の取組を具体的に明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

酒類総合研究所の事務及び事業については、国に加え民間、大学等との人事交流などの連携を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。

(案)

政 委 第 号
平成 17 年 11 月 日

文 部 科 学 大 臣
小 坂 憲 次 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の 5 独立行政法人（独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にし

ていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めていただくようお願いします。特に、同閣議決定を踏まえ、業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の主要な事務及び事業
の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立特殊教育総合研究所（以下「国立特殊教育総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、特殊教育のナショナルセンターにふさわしい研究活動を主軸に置くとともに、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒等一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への政策的転換の動向や、地方公共団体、大学等の関係機関等との役割分担を踏まえ、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 研究活動の重点化等

1 特殊教育に関する研究の重点化

特殊教育に関する研究については、障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）や、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）等の趣旨を踏まえ、①特殊教育政策上重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究等、特殊教育のナショナルセンターとして求められる研究に重点化するものとする。

また、これらの研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行うとともに、迅速に研究成果を提供するため、すべての研究課題に年限を設けるものとする。

さらに、任期付研究員制度を導入し、研究を効率的かつ効果的に実施するものとする。

2 研究課題の精選と評価システムの構築

研究の事前評価のため、毎年度、都道府県教育委員会や特殊教育センター、校長会等に対して教育現場のニーズ調査を実施し、研究課題の採択や研究計画の改善にその

結果を反映するものとする。

また、研究の質の向上、研究の効率的かつ効果的な実施を図るため、研究の中間及び終了後における内部評価及び外部評価を実施するとともに、進行中の研究の内容を公開し、教育現場や研究者の意見を集約できるようなシステムを構築するものとする。

3 研究成果の普及促進等

国立特殊教育総合研究所の研究成果の普及等を図ることを目的に実施しているセミナーについては、研究協議等参加型の方法を中心としたものに改めることにより、受講者である教育現場等の関係者における研究成果の理解の促進を図るとともに、参加者の意見を集約することにより、研究計画及び研究内容の質の向上に資するものとする。

また、都道府県の特殊教育センター等の関係機関からの要請による講師派遣、インターネットを活用した情報提供を効果的に行うなど、研究成果の普及に努めるとともに、都道府県等における特殊教育に関する研修の質の向上に貢献するものとする。

4 関係機関との連携の緊密化

相互の課題認識・研究方法・研究資源などを関係機関等と共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進するため、従来から連携を図っている研究協力者及び協力機関に加えて、新たな研究参画者を全国から広く公募するものとする。

また、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、国立特殊教育総合研究所の実際的な研究の質的向上を図るため、大学などの研究機関との共同研究を積極的に推進するものとする。

第2 研修事業の見直し等

1 長期研修の廃止・転換

1年の研修期間で行われている長期研修（特殊教育指導者養成研修）については、研修に対するニーズの変化、都道府県の参加状況を踏まえ、これを廃止することとし、都道府県等の教育政策や教育研究の推進を図るために必要な専門性を持った、特殊教育の指導者の育成に真につながるものに転換するものとする。

2 短期研修の実施方法の見直し

障害種別にコースを設け約2か月の期間で実施されている短期研修（特殊教育中堅教員養成研修）については、カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目について、インターネットを通じた講義配信を活用するなどの方法により、受講者が事前に履修できるよう措置するとともに、国立特殊教育総合研究所において受講する科目は、特殊教育に係る研究成果等の普及を目的とした専門的かつ技術的な内容とし、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムとするものとする。

なお、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等を見直すものとする。

3 その他の特殊教育に係る研修・講習会の特化

長期研修、短期研修以外に実施している各種の研修・講習会については、都道府県等における同種の研修の実施状況を踏まえ、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、①特殊教育政策上重要性の高い研修、②特殊教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修、③地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修等、特殊教育に係る研究成果等の普及を目的とした特殊教育のナショナルセンターにふさわしい専門的かつ技術的なものに特化するものとする。

なお、これらの研修については、次期中期目標期間中において、その必要性、研修内容等について逐次見直しを行い、各都道府県等において定着し、国立特殊教育総合研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止するものとする。

第3 教育相談活動の重点化

1 個別教育相談の限定的実施

教育相談活動については、特殊教育のナショナルセンターとしての役割等にかんがみ、保護者等からの個別の教育相談については、各都道府県の特設センター等における体制の整備状況、問題解決における教育委員会の関与の重要性等を踏まえ、基本的に各都道府県等にゆだねることとし、国立特殊教育総合研究所においては、臨床的研究のフィールドとしての教育相談や、各都道府県等では対応が困難な発生頻度の低い障害等に関する教育相談、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談に限定して実施するものとする。

なお、教育相談を希望する保護者等に混乱が生じないよう、相談窓口に関する情報の周知を徹底するとともに、各都道府県の特殊教育センター等の教育相談機関との連絡・調整を密にするものとする。

2 教育相談機関等への支援

各都道府県の特殊教育センター等、障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関を支援するため、これらの関係機関に対し、①教育相談に関するコンサルテーション、②教育相談事例を蓄積したデータベースの構築・活用による各種の情報提供、③教育相談に関するマニュアル等の作成・提供等を行うものとする。

なお、教育相談事例を蓄積したデータベースについては、個人情報の保護に留意しつつ、教育相談を行う上で真に有用なものとなるよう、その構築に当たって、教育相談現場のニーズを的確に把握し、蓄積するデータの分類・内容、情報検索機能及び情報管理の在り方について十分な検討を行うとともに、運用開始後においても、その利活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行うものとする。

第4 特殊教育に関する情報発信センター機能の強化

大学における研究成果も含めた特殊教育に関する国内外の図書・資料等や国際交流を通じて得た諸外国の特殊教育に関する情報をデータベース化し、我が国の特殊教育のナショナルセンターとして、さらに、アジア・太平洋地域の特殊教育に係る国際的な情報発信センターとして、国内外に対し、特殊教育に係る総合的な情報を提供するものとする。

第5 運営・管理の効率化

一般管理業務については、民間委託、一般競争入札等の推進により一層の効率化を図るものとする。

第6 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価

に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第7 非公務員による事務及び事業の実施

国立特殊教育総合研究所の事務及び事業については、教員養成系の大学・学部等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。

独立行政法人国立国語研究所の主要な事務及び事業 の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）の主要な事務及び事業については、我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ、同研究所における国語研究を国語政策に連結したものとし、日本語教育研究を始めとするその他の事業についても国語研究の研究成果等を基盤としたものに整理・転換するとの方針の下、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に再編・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 国語研究事業の再構築

1 国語研究事業の役割及び政策上の位置付けの明確化

国語研究事業については、進展する国際化・情報化に対応し、①我が国における言語文化としての国語の時代ごとの姿を記録・保存し、後世へ継承していく機能、②我が国の国語の使用実態とその変化を把握・分析し、正しい国語の保持・普及や時代に即した国語の改善及び国民の言語生活の向上のために必要となる資料の作成・提供や提言を行う機能を担っていくことが必要である。

この考え方に基づき、現行の国語研究事業については、以下のとおり再編・整理するものとする。

なお、これらの機能の実効性を確保するため、国立国語研究所及びその国語研究事業について、政策の企画立案及び推進を所掌する文化庁並びに国語政策の審議機関である文化審議会との関係を次期中期目標等において明確にすることが必要である。

2 国語研究事業の再編・整理

従前、細分化され相互に関連性の薄いままに実施されてきた国語研究事業については、柱となる「基幹的調査研究」と「喫緊課題対応型調査研究」に再編し、以下のとおり整理するものとする。

- (1) 基幹的調査研究については、時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその

変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として、例えば5年ごとに行うなど定期的かつ継続的に実施する調査研究とするものとする。

この調査研究を行うに当たっては、国語の使用実態とその変化を効率的かつ効果的に把握するために、既往の複数のデータベースをも取り込んだデータベースを構築し、それを活用するものとする。

これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等については、文化審議会における国語政策の企画立案や推進のための審議資料として提出するとともに、これを基に国語の改善及び国民の言語生活の向上に資する具体的な提案も積極的に行っていくものとする。

なお、このデータベースに蓄積されたデータについては、インターネット等を通じて一般国民や産業界、大学等でも活用できるようにするものとする。

- (2) 喫緊課題対応型調査研究については、既に明らかになっている課題の解決、具体的な施策の遂行等のために文化庁及び文化審議会等からの要請を受けて実施する調査研究や、教育現場やマスコミ報道等で広く国民から問題提起されたものを端緒にした調査研究とするものとする。

第2 日本語教育事業の再構築

1 日本語教育事業の位置付け

日本語教育事業については、従来、国語研究事業と並ぶ別個の事業として実施されてきた。しかし、日本語学習上の配慮は必要であるものの、理解・普及すべき正しい我が国の国語は、国内外の別、日本人・外国人の別を問わず同じものである。

この考え方に基づき、国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し、国内外における我が国の国語の正しい理解と普及を図ることを目的としたものに再構築するものとする。日本語教育の振興については、これを通じて寄与していくものとする。

2 日本語教育事業の再編・整理

日本語教育事業の柱は、国内外の日本語教育現場に対し、国語研究における基幹的調査研究により把握した「日本国内で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」（以下「使用実態に関する情報」という。）と、「外国人が学習目標

とすべき正しい日本語に関する情報」（以下「学習基準に関する情報」という。）を併せて提供する事業とするものとする。

「使用実態に関する情報」については、実際のコミュニケーション現場で使用されている実態に即した日本語教育に資するため提供するものであり、「学習基準に関する情報」については、実態に即した日本語の使い方を正しい我が国の国語との違いも認識して、学習目的に応じて効率的に学習・指導できるよう提供するものである。

これらの情報については、その内容が正しく理解され、日本語教育機関等による教材や教育内容の自主的な見直しを促し、国内外の日本語教育現場における教育に実際に反映されるようにするため、教育現場で直ちに使用できる形で提供するものとし、「使用実態に関する情報」については、本来あるべき正しい我が国の国語との対比、用例・用法等の詳細データを盛り込んだ教材的なもので提供し、「学習基準に関する情報」については、我が国の国語の外国人向け学習指導要領的なものや習得度を確認できるようなテスト形式のもので提供するものとする。

このような形態で情報の提供を行うに当たり、情報の内容が的確かつ効果的に理解・使用されるよう、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得る仕組みの構築により、日本語教育現場や教育環境に関する情報収集や必要な調査研究を行うものとする。

また、提供方法については、効率的かつ効果的に提供・普及させる観点から、インターネットを活用するとともに、国内の日本語教育機関、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関、海外の日本語教育を所管する独立行政法人国際交流基金等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象にした研修、セミナー等の開催によるものとする。

インターネットを活用した情報提供に当たっては、国内外への我が国の国語に関する情報発信の効率化及び充実を図るため、現在運用している「日本語情報資料館」（国立国語研究所が構築している電子資料館）の機能を強化・活用するものとする。

以上のような事業の再編・整理に伴い、従来から実施している長期研修、短期研修及び遠隔研修については、廃止するものとする。

なお、この日本語教育事業の実施に当たっては、関係機関との十分な調整・連携を図るとともに、次期中期目標期間を通じて、その効果を的確に把握・検証するものとする。

第3 運営・管理

一般管理業務については、一般競争入札等の推進により一層の効率化を図るものとする。

また、業務実施体制については、再構築した国語研究事業、日本語教育事業に効率的に対応し得るものとなるよう見直すものとする。

第4 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第5 非公務員による事務及び事業の実施

国立国語研究所の事務及び事業については、大学や他の公私の団体等との人事交流を促進し、より一層の成果をあげる観点から非公務員が担うものとする。

また、任期付研究員制度を導入し、研究を効率的かつ効果的に実施するものとする。

独立行政法人国立美術館の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の主要な事務及び事業については、「芸術文化の創造と発展」、「国民の美的感性の育成」のため多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多くの国民に提供することを目的とする機関として、かつ、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 展示事業の重点化

美術作品の展示事業については、多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多くの国民に提供するため、企画展や地方巡回展を次の方向で重点化するものとする。

- (1) 企画展の内容については、国レベルの取組として、ナショナルセンターの役割にふさわしいものにするため、①世界の美術動向を捉えた、全国の美術館に方向性を示す先導的な展覧会、②現在又は将来の美術動向に影響を与え、新たな創作活動への刺激となるような先端的な展覧会、③海外の主要美術館との連携・協力の下で海外の秀逸な美術作品を紹介するなど、国際的な視野に立った国家的規模で行う主導的な展覧会に特化するものとする。
- (2) 地方巡回展については、地方における鑑賞機会の充実の観点から、これを積極的に行うものとするとともに、所蔵品に係るものにあつては、地方のニーズを反映させたものとなるよう内容等を見直すものとする。
- (3) 美術作品の収集については、国民の多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を国立の美術館として担保していくために必要となるコレクションの形成を進めるため、美術作品に関する情報収集能力と機動性を高めるものとする。

第2 調査研究関係事業の特化等

美術作品に関する調査研究事業については、大学等の研究機関との役割分担を明確にするため、コレクションの形成、展覧会の実施等国立美術館における美術館活動に直接結びつくような研究活動に特化するものとするものとする。

一般美術史的な調査研究等や美術作品の保存に関する科学的な調査研究については、原則自らは実施しないものとし、これらの調査研究により得られる知見・技術がコレクションの形成、展覧会の実施等に必要となった場合には、国内外の美術館や大学、他の研究機関等における調査研究成果を活用することを基本とするものとする。

以上の方針に基づき、現在実施している調査研究については、必要な見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの考えの下、引き続き実施する必要性が低い調査研究等については、廃止するなど必要な措置を講ずるものとする。

なお、国内外の美術館、大学や他の独立行政法人等の研究機関における知見・技術を活用するため、これらの機関とのネットワーク化の推進を図ることにより連携・協力体制を構築するとともに、このような場を活用して、国内外の美術館における美術作品のコレクション形成や展覧会の質的向上に資するため、国立美術館における調査研究の成果を積極的に発信するものとする。

第3 教育普及事業・研修事業の重点化

教育普及事業については、一美術館としての取組にとどまらず、ナショナルセンターとしての役割を踏まえ、全国の小・中学校や公私立美術館で使用できる美術作品鑑賞補助教材の開発などに重点化するものとし、その方向性に沿わない教育プログラムの開発事業を廃止するものとする。

研修事業については、ナショナルセンターとしての役割にかんがみ、今後の美術館活動における中核的な人材を育成するものに特化するものとする。

このため、学芸員資格の取得を目指す大学生に対して実施してきた従来型の実習は廃止し、大学等と連携しつつ、将来の美術館活動を担う人材を育成するための高度で専門的な内容の事業に重点化するものとする。

また、公私立美術館の学芸員を対象に展覧会業務やその他日常業務を通じて専門的知識や技術を向上させることを目的に実施してきた「キュレーター実務研修」については、ニーズが低いことから廃止するものとし、より多くの公私立美術館の学芸員の参加を得、国立美術館が有する専門的知識や技術を全国に普及していくために、真に有用なものとなるよう研修の在り方を抜本的に見直すものとする。

さらに、教員向けの研修事業については、各美術館施設の周辺地域の教員を対象とした研修を見直し、研修の成果が全国に普及されるよう研修対象を各地域の中核的な指導

者として活躍する人材を育成するものに重点化するものとする。

第4 運営・管理の効率化

一般管理業務の一層の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託の実施、一般競争入札の範囲拡大を図るものとする。

その際、平成18年度に開館する国立新美術館も含めた5館それぞれの民間委託等の予定や推進状況に留意するとともに、市場化テストに関する議論や地方公共団体における公立美術館の運営・管理の動向をも注視し、更なる効率化のための検討や工夫を行うものとする。

第5 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第6 非公務員による事務及び事業の実施

国立美術館の事務及び事業については、職員の採用における自由度の確保等により、大学や他の公私の機関等との人事交流を促進し、一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。

独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所
の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)

独立行政法人国立博物館（以下「国立博物館」という。）及び独立行政法人文化財研究所（以下「文化財研究所」という。また、これら2法人を「文化財関係2法人」という。）の主要な事務及び事業については、国民の共通財産である文化財の保存及び活用を一層効率的かつ効果的に推進する観点から、以下のとおり再編する方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 文化財関係2法人の事務及び事業の一体的実施

文化財関係2法人が実施してきた事務及び事業の中には、有形文化財の保存及び修復、文化財に関する国際協力・貢献、文化財保護に関する人材育成等に関するものなど、文化財関係2法人相互には補完的な関係にある業務がある。

これらの業務を一層効率的かつ効果的に実施するためには、統一的なマネジメントの下で実施していくことが適切であり、このため、文化財関係2法人を統合し、両法人における相互補完的な業務の一体的な実施を図るものとする。

文化財関係2法人の統合に当たっては、両法人が担ってきた①国の責務として、国の宝であり国民共通の財産である有形文化財を自ら収集・保存・管理し、後世に継承していくとともに、それらの文化財を活用して国民における日本の歴史・文化の理解の増進を図る機能及び②国の文化財保護行政の基盤を支えるため、文化財全般を対象として、基礎的・体系的な調査研究及び文化財の保存・修復等に関する科学的・先端的な調査研究を行う機能を踏まえ、一体性と機動性を確保した運営に留意しつつ、両法人が有する人的・物的資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的に文化財の保存及び活用という目的の達成を図るため、以下のとおり事務及び事業を再構築するものとする。

第2 文化財の保存・活用を目的とした事務及び事業の再構築

1 文化財の保存・管理・展示業務の効率的かつ効果的实施

(1) 有形文化財の保存・管理業務の質の向上

博物館が実施する有形文化財の保存・管理業務については、1法人における統一

的なマネジメントの下で、文化財研究所の保存科学・修復技術調査研究部門との間における人事交流の促進、連携の緊密化等を図ることにより、博物館が収蔵する13万件に及ぶ文化財の保存・管理の質の向上を図るものとする。

また、有形文化財の国内保存修復支援拠点として博物館が有する文化財保存修理所の業務に、文化財研究所の保存科学・修復技術調査研究部門が有する知見・技術を十分に活用するものとする。

(2) 有形文化財の展示業務の重点化

博物館が実施する有形文化財の展示業務については、日本人及び外国人の入場者への日本の歴史・伝統文化に関する理解を増進するため、日本及び東洋諸地域の収蔵品・寄託品等を有効活用し、体系的かつ総合的な展示に努めるものとする。

平常展については、特集陳列の充実を図るなど再来者の増加が期待できるような魅力ある展示にも努め、一層の入場者の確保を図るものとする。

特別展については、平常展を補完し、日本の歴史・文化の理解の深度を深めるために実施するものとし、規模的・質的に他の公私立の博物館等では実施が難しい展示について行うものとする。

また、地方における観覧・鑑賞機会の確保を図るため公私立の博物館と共催で実施してきた地方巡回展については、公私立の博物館のニーズを踏まえ、これを廃止し、公私立の博物館からの要望に柔軟に対応できる文化財貸与を積極的に行うことにより、地方における観覧・鑑賞機会の確保のための取組を効率的かつ効果的に実施するものとする。

2 文化財に関する調査研究業務の効率的かつ効果的实施

(1) 文化財に関する調査研究業務の重点化

文化財研究所が実施する無形文化財も含めた文化財全般に関する調査研究については、効率的かつ効果的な人的資源と資金の配分を行うことにより、①文化財の調査手法に関する研究、②新たに保護の対象となった文化財等に関する評価の基盤となる調査研究、③最新の科学技術を活用した文化財の保存科学や修復技術に関する先端的調査研究、④我が国の文化財保護上重要かつ緊急を要する文化財の保存・修復に関する実践的研究など、より重要性の高い基礎的な調査研究や、緊急性の高

い調査研究に重点化するものとする。

このうち、有形文化財の保存科学や修復技術に関する調査研究業務については、1法人における統一的なマネジメントの下で、博物館の保存修復実施部門との連携を促進し、調査研究に必要な実証的知見を得ること等によって、その充実を図るものとする。

また、博物館において自ら保存・管理する収蔵品・寄託品及びそれらに関連する外部文化財などを対象とした調査研究については、収集と展示にかかわる応用的な研究に一層重点化するものとする。

以上の方針に基づき、現在実施している調査研究については、必要な見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの考えの下、引き続き実施する必要性が低い調査研究等については、廃止するなど必要な措置を講ずるものとする。

また、任期付研究員制度を導入し、調査研究を一層効率的かつ効果的に実施するものとする。

(2) 一般公開施設の運営の見直し

現在、文化財研究所が保有・運営している一般公開施設については、調査研究成果の公開施設としての機能を維持しつつ、文化財の保存・管理の一層の質の向上、公開機会の拡大及び施設の有効活用を図る観点から、黒田記念館の展示・公開業務は東京国立博物館との一体的運営を図るものとする。また、飛鳥資料館、平城宮跡資料館、飛鳥・藤原宮跡発掘調査部資料室等については、博物館が有する保存・展示・公開に関するノウハウ等の積極的な活用を図るものとする。

なお、文化財研究所が遺跡等から発掘し、研究成果の公開の目的で一般公開施設において展示・公開している考古資料のうち、最終的に、恒久的に保存・管理する必要があるものについては、博物館での展示や地方公共団体等への移管を含めその適切な管理・活用手法について検討するものとする。

3 文化財の保存・修復等に関する国際協力拠点の明確化等

文化財の保存修復等に関する国際協力拠点の明確化とその機能の充実を図るため、分散配置していた文化財国際協力部門の統合・集約化を図るとともに、文化財関係2法人が有する物的・人的資源を活かし、有機的・総合的な事業展開を図るものとする。

4 文化財に関する研修業務の重点化等

研修業務については、ナショナルセンターとしての役割にかんがみ、今後の文化財保護活動における中核的な人材を育成するものに重点化することとし、文化財関係2法人がそれぞれ行ってきた研修について、両法人が有する物的・人的資源を組み合わせた効果的なものとなるよう整理・統合を図るものとする。

5 他の機関とのネットワーク化の推進

国内外の博物館、大学や民間の研究機関等とのネットワーク化を推進し連携・協力体制を構築することにより、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用を積極的に行うとともに、これを通じて得た文化財に関する情報の提供や本法人が行った調査研究の成果の発信を積極的に実施し、国内外の博物館、大学や民間の研究機関等における文化財の収集・展示・調査・研究の質的向上及び地方公共団体等に対する援助・助言の充実を図るものとする。

第3 本部組織の整備・合理化

本部組織は、文化財関係2法人の本部組織を整理・統合し、両法人が持つ機能に留意しつつ、本部機能として求められる総合調整機能を十分発揮できる体制とするものとする。

第4 運営・管理の合理化・効率化

- (1) 文化財関係2法人の一般管理部門については、統合メリットを発揮する観点から、可能な限り集約し、組織体制の合理化を図るものとする。
- (2) 一般管理業務については、一層の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託の実施、一般競争入札の範囲拡大を図るものとする。

その際、九州国立博物館も含めた4博物館それぞれの民間委託等の推進状況、多数の技能労務系の職員の在職状況に留意するとともに、市場化テストに関する議論や地方公共団体における公立博物館の運営・管理の動向をも注視し、更なる効率化のための検討や工夫を行うものとする。

- (3) 一般公開施設については、自己収入の確保を図るため、同施設の性格にも留意しつつ、入場料有料施設の範囲等について検討するものとする。

第5 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第6 非公務員による事務及び事業の実施

文化財関係2法人の事務及び事業については、職員の採用における自由度の確保等により、大学や他の公私の機関等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。

(案)

政 委 第 号
平成 17 年 11 月 日

厚 生 労 働 大 臣
川 崎 二 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の独立行政法人国立健康・栄養研究所について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にさせていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・

具体的に定めていただくようお願いします。特に、同閣議決定を踏まえ、業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人国立健康・栄養研究所の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「国立健康・栄養研究所」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 調査研究業務の特化・重点化

調査研究業務については、「ヒトを対象とした健康づくりのための栄養学研究を総合的に行うことのできる我が国唯一の試験研究機関」としての国立健康・栄養研究所の独自性を発揮するとともに、効率的かつ効果的な研究資源の配分による研究成果のより一層の質的向上を図る観点から、

- ① 生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究
- ② 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究
- ③ いわゆる健康食品を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究

などの研究分野に特化・重点化することとし、その旨を次期中期目標等において明確にするものとする。

第2 国民健康・栄養調査の集計業務の効率化

国民健康・栄養調査の集計業務については、より一層の効率化を図る観点から、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの利活用等により、集計に要する期間の短縮化や経費節減を図ることとし、次期中期目標等において、その具体的目標を定めるものとする。

第3 収去食品の試験業務の見直し

収去食品の試験業務については、現在、その実施主体は国立健康・栄養研究所のみに

限定されているが、当該試験の迅速化・効率化を図り、特別用途食品を利用する国民の信頼にこたえる観点から、登録試験機関を活用する制度の導入に関する検討を行い、次期中期目標期間終了時までには結論を得るものとする。

第4 栄養情報担当者（NR）認定制度の見直し

栄養情報担当者（NR：Nutritional Representative）認定制度については、国立健康・栄養研究所が当該制度を行う必要性及びその具体的な目標を明確にするとともに、当該制度の導入による社会的効果を把握するものとする。その結果を踏まえ、当該制度の在り方に関する検討を行い、次期中期目標期間終了時までには結論を得るものとする。

第5 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における法人の任務の位置付け、国や民間等との役割分担など、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第6 非公務員による事務及び事業の実施

国立健康・栄養研究所の事務及び事業については、大学や民間企業等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、非公務員が担うものとする。

(案)

政 委 第 号
平成 17 年 11 月 日

農 林 水 産 大 臣
中 川 昭 一 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の 7 独立行政法人（独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなり

ます。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にしていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めていただくようお願いします。特に、同閣議決定を踏まえ、業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所
及び独立行政法人農薬検査所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧
告の方向性（案）

独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「農林水産消費技術センター」という。）、独立行政法人肥飼料検査所（以下「肥飼料検査所」という。）及び独立行政法人農薬検査所（以下「農薬検査所」という。また、これら3法人を「検査検定3法人」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保するとともに、一層の検査・分析能力の向上を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下のとおり、抜本の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 検査検定3法人の事務及び事業の一体的実施

検査検定3法人の検査等業務について、食品の安全性の確保に係る総合力の発揮、管理部門等の効率化及び一層の検査・分析能力の向上等のシナジー効果（相乗効果）の発現の観点から見直し、一体的に実施するものとする。これにより、同一のマネジメントの下、食品の生産から加工・流通・販売に至る各段階において、農畜水産物の生産資材である肥料・飼料・農薬の安全性の確保も含めた食品の安全性や適正な品質・表示を確保するための検査・分析等の業務を一元的に担うこととなり、食品の安全上の問題解決に当たり、有機的な連携を強化することが可能となる。また、農林水産消費技術センターにおける広範な対象物の検査・分析手法、肥飼料検査所における迅速な立入検査及び分析・鑑定手法、農薬検査所における緻密かつ正確な分析・評価手法等、これまで検査検定3法人がそれぞれ培ってきたノウハウ・知見を共有することにより、一層の検査・分析能力の向上が図られ、食品の安全性の確保に向けての機能の十分な発揮が期待される。

なお、検査検定3法人の事務及び事業の一体的実施に当たり、当該事務及び事業は次期中期目標期間においては公務員が担うこととするが、次期中期目標期間の終了時には改めて見直しの検討対象とするものとする。

第2 本部及び地方組織の運営の効率化

農林水産消費技術センターは、埼玉県さいたま市に本部、全国に7地域センターをそれぞれ設置し、常勤職員509人（平成17年1月1日現在）を配置、肥飼料検査所は、埼玉県さいたま市に本部、全国に5地方事務所をそれぞれ設置し、常勤職員151人（同）を配置、農薬検査所は東京都小平市に常勤職員71人（同）を配置して業務運営に当たっている。これらの各組織における事務及び事業について、統合メリットを最大限発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、上記第1に併せて再編統合し、早期に一体的運営を図るものとする。

第3 検査等業務の効率的かつ効果的实施等

検査検定3法人の事務及び事業の一体的実施に当たっては、有機的な連携・調整を行うとともに、各本部及び地方組織に多数配置されている分析機器等について、その稼働状況等を踏まえ、有効活用及び効率的な運用を図るとともに、更新に当たってはその必要性について厳しく検証するものとする。さらに、アンケート調査の発送や回答の集計作業、試薬調製等の作業など、専門技術的知見の必要性が低い作業等については極力アウトソーシングを推進するとともに、これまで各法人がそれぞれ附帯業務等として実施してきた調査研究業務等については、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化するなど、効率的かつ効果的に実施するものとする。

なお、適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における任務の位置付け、国・地方公共団体等との役割分担など、検査検定3法人が担う任務・役割を明確にするるとともに、その任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、個々の事務及び事業については、以下のとおり見直すものとする。

1 農林水産消費技術センターにおける食品の検査等業務の効率的かつ効果的实施

食品の表示・監視業務の実施に当たっては、地方公共団体はもとより、国（地方農政局）等との役割分担を踏まえ、農林水産消費技術センターが担う任務・役割を明確にし、重点的かつ効率的に行うものとする。

また、検査・分析業務については、月別の検査の実施状況、分析機器の稼働状況等を踏まえ、現在年度当初に集中して実施している分析担当職員に対する研修及び技能試験の実施時期を見直すなど、検査・分析業務の平準化及び検査・分析に要する期間の短縮化を図る観点からの見直しを行うものとする。

なお、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）に基づき、農林水産消費技術センターが直接行う日本農林規格による格付等が段階的に廃止されることを踏まえ、要員面・経費面における合理化を行うものとする。

2 肥飼料検査所における肥料、飼料等の検査業務の効率的かつ効果的实施

肥料、飼料等の検査業務の実施に当たっては、近年有害成分を含む産業廃棄物等の肥料の利用が増大するなど、肥飼料の安全性を脅かす事態が生じていることから、植物に比べ危険性の高い動物由来の肥飼料や汚泥を原料にした有害物質を含むおそれの高い肥料、遺伝子組換え体が混入するおそれが高い輸入飼料など、よりリスクの高い肥飼料に検査対象を重点化するとともに、検査に要する期間を短縮するなど効率的かつ効果的に実施するものとする。

3 農薬検査所における農薬の検査業務の効率的かつ効果的实施

農薬の登録申請に係る検査の実施に当たっては、試験データの信頼性を確保するための国際的な枠組みである農薬G L P制度（農薬の毒性に関する試験の適正実施に係る制度）の定着・普及状況等を踏まえ、詳細に実施すべき検査項目等の重点化を図るとともに、検査に要する期間を短縮するなど効率的かつ効果的に実施するものとする。

第4 合理化効果の発揮

上記第1から第3までに併せて、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、管理部門等の要員の合理化に努めるとともに、経費の縮減を図ることにより、統合メリット等を具体的かつ最大限に発揮し、総費用(人件費を含む。)を厳しく削減するものとする。

独立行政法人種苗管理センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保するとともに、地方にできることは地方にゆだねる、民間にできることは民間にゆだねるとの観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 種苗の生産及び配布業務の合理化

1 ばれいしょの原原種生産及び配布業務の集約化

現在北海道中央農場など8か所で実施されているばれいしょの原原種生産及び配布業務については、近年の配布量が昭和61年度の半数に近い水準で推移していることから、特に生産及び配布量が激減している農場における本業務を他農場へ移管するなど、実施農場の集約化を図るものとする。

2 ばれいしょ等の原原種生産及び配布業務の効率化等

原原種生産及び配布業務については、ばれいしょの器内増殖技術などの急速増殖技術の実用化・導入等により効率化を図るとともに、当該技術の定着状況等を踏まえつつ、民間等への部分的な移行を検討するものとする。

3 茶樹の原種生産及び配布業務の廃止

現在知覧農場で実施されている茶樹の原種生産及び配布業務については、これまでの配布により優良品種の普及率が9割を超えたこと等から、近年の配布量は昭和61年度の1割未満の水準で推移している。また、地方公共団体又は民間からの供給体制も整いつつあることから、本業務については次期中期目標期間の早い段階でこれらに移行させ、廃止するものとする。

第2 品種登録に係る栽培試験業務の集約化・効率化

現在本所など9か所で実施されている品種登録に係る栽培試験業務については、北海道中央農場、孺恋農場及び久留米分室の機能を他農場に移管し、集約化を図るとともに、本業務における西日本農場の拠点化を進め、職員等の重点配置を行うものとする。さらに、より一層効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、上記3か所以外の農場の機能についても、可能なものは早期に西日本農場に移管するものとする。

さらに、本業務に係る委託に当たっては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、中立・公正性及び秘密保持の確保等に留意しつつ、積極的に民間にも開放し、業務の重点化・効率化を図るものとする。

第3 種苗検査業務の集約化

現在本所、北海道中央農場、西日本農場及び久留米分室の4か所で実施されている種苗検査業務については、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、久留米分室の機能を西日本農場へ移し、3か所に集約化するものとする。

第4 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

上記第1から第3までに併せて、適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における任務の位置付け、地方公共団体・民間等との役割分担など、種苗管理センターが担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第5 地方組織の運営の効率化

種苗管理センターは、茨城県つくば市に本所、全国に12農場、1分場、1分室をそれぞれ設置し、平成17年1月1日現在、常勤職員334人を配置して業務運営に当たっている。これらの地方組織における事務及び事業について、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、上記第1から第3までに併せて、久留米分室については可能な限り早期に廃止するとともに、小規模な農場についても集約化を図る方向で再編・統合するものとする。

第6 技術専門職員が担当する業務の見直し

原原種の生産及び配布業務を実施している農場を中心に配置されている技術専門職員が担当する業務については、各種分析・検査業務、調査研究支援業務など専門的技術を要する業務にシフトさせ、当該職員の資質の向上を図るとともに、ほ場管理作業等における単純作業については、アウトソーシングを進めるものとする。

第7 合理化効果の発揮

上記第1から第6までに併せて、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、管理部門、種苗生産部門等の要員の合理化に努めるとともに、経費の縮減を図ることにより、合理化効果を具体的かつ最大限に発揮し、総費用（人件費を含む。）を厳しく削減するものとする。

第8 非公務員による事務及び事業の実施

種苗管理センターの事務及び事業については、柔軟な勤務形態の導入等により効果的な業務運営を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、非公務員が担うものとする。

独立行政法人家畜改良センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保するとともに、地方にできることは地方にゆだねる、民間にできることは民間にゆだねるとの観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 家畜の改良・増殖業務の重点化

1 めん羊、山羊、実験動物等の改良・増殖業務の廃止

現在十勝牧場で実施されているめん羊、長野牧場で実施されている山羊（実験用を含む。）及びうさぎの改良・増殖業務については、民間にできることは民間にゆだねるとの観点から見直し、民間を中心とした種畜供給体制の構築状況を踏まえつつ、これらに移行させることとし、次期中期目標期間中に廃止するものとする。

2 その他の畜種の改良・増殖業務の重点的实施

上記1以外の畜種についても、その飼養規模を厳しく見直しスリム化を図るとともに、改良・増殖業務の対象を独立行政法人として真に担うべき畜種に重点化するものとする。また、地方にできることは地方にゆだねる、民間にできることは民間にゆだねるとの観点から、それぞれの畜種ごとに地方公共団体又は民間への計画的な移行を検討するものとする。

第2 飼料作物に係る種苗の生産・配布等業務の重点化

現在十勝牧場、長野牧場及び熊本牧場で実施されている飼料作物に係る種苗の生産・配布等業務については、優良品種の普及を促進し、飼料自給率の向上を図る観点のみならず、効率的かつ効果的な業務運営を実現する観点から、需要動向等を勘案し、新品種及びニーズの高い品種への重点化を図るものとする。

第3 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

上記第1及び第2に併せて、適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における任務の位置付け、地方公共団体・民間等との役割分担など、家畜改良センターが担う任務・役割を明確にするるとともに、その任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第4 地方組織の運営の効率化

家畜改良センターは、福島県西白河郡に本所、全国に11牧場を設置、平成17年1月1日現在、常勤職員921人を配置して業務運営に当たっている。これらの地方組織における事務及び事業について、上記第1及び第2に併せて効率的かつ効果的な運営を確保する観点から見直し、集約化を図る方向で再編・統合するものとする。

第5 技術専門職員が担当する業務の見直し

各牧場に多数配置されている技術専門職員が担当する業務については、受精卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務、調査研究支援業務など資格や専門的技術を要する業務にシフトさせ、当該職員の資質の向上を図るとともに、家畜管理及び飼料生産業務における単純作業については、アウトソーシングを進めるものとする。

第6 合理化効果の発揮

上記第1から第5までに併せて、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、管理部門、家畜改良部門等の要員の合理化に努めるとともに、経費の縮減を図ることにより、合理化効果を具体的かつ最大限に発揮し、総費用（人件費を含む。）を厳しく削減するものとする。

第7 非公務員による事務及び事業の実施

家畜改良センターの事務及び事業については、柔軟な勤務形態の導入等により効果的な業務運営を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、非公務員が担うものとする。

独立行政法人林木育種センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人林木育種センター（以下「林木育種センター」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保するとともに、地方にできることは地方にゆだねるとの観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下のとおり、抜本的見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 独立行政法人森林総合研究所との事務及び事業の一体的実施

林木育種センターの林木育種業務について、管理部門等の効率化及び試験研究との連携による一層効果的な業務の推進の観点から見直し、その効果が適切に発揮されるための対策を講じ、独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）の試験及び研究業務と一体的に実施するものとする。これにより、森林・林業に関する基礎研究から林木の新品種開発・配布等まで一貫して実施することが可能となり、一層効果的な業務運営が期待される。

第2 本所及び地方組織の運営の効率化

林木育種センターは、茨城県日立市に本所、全国に4育種場のほか、本所又は育種場の内部組織である4増殖保存園、1育種技術園をそれぞれ設置し、平成17年1月1日現在、常勤職員145人を配置して業務運営に当たっている。これらの各組織における事務及び事業について、上記第1に併せて効率的な運営を確保する観点から見直すものとする。

第3 品種開発業務等の重点化

新品種開発及び関連する調査・研究業務については、地方にできることは地方にゆだねるとの観点から見直し、地域が限定され、公立林業試験場等において実施可能な樹種の新品種開発及び関連する調査・研究は実施しないこととし、安全で快適な国民生活の

確保及び森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備に資する林木の品種開発等の独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化して、独自性を発揮するものとする。

第4 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

上記第1から第3までに併せて、適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における任務の位置付け、地方公共団体等との役割分担など、林木育種センターが担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第5 合理化効果の発揮

上記第1から第4までに併せて、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、管理部門等の要員の合理化に努めるとともに、経費の縮減を図ることにより、統合メリット等を具体的かつ最大限に発揮し、総費用(人件費を含む。)を厳しく削減するものとする。

第6 非公務員による事務及び事業の実施

林木育種センターの事務及び事業については、森林総合研究所の事務及び事業との一体的実施に当たり、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、非公務員が担うものとする。

独立行政法人水産大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 水産大学校の事務及び事業の重点化等

水産大学校の事務及び事業については、「水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ること」（独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）第3条）との法人の目的を踏まえ、効率的かつ効果的な運営を確保するとともに、国立大学法人の水産系大学、学部とは別に農林水産省所管の独立行政法人として存置されている意義を明確化する観点から見直し、真に必要な水産業を担うための人材の育成に係る学理及び技術の教授及び研究に特化・重点化し、水産大学校としての独自性を発揮するものとする。

なお、適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における任務の位置付け、他機関等との役割分担など、水産大学校が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第2 専攻科の見直し

専攻科については、学生数が恒常的に学生定員（70人）を大幅に下回っている状況（半数程度で推移）であることから、定員の設定の基礎となる社会経済情勢や人材需要の見通しを踏まえ、適切な規模に見直すものとする。

その上で、次期中期目標期間における専攻科の定員充足状況、他の大学の特設専攻科における定員充足状況等水産業における海技免許取得ニーズの動向、大学等他の機関と

の役割分担等を踏まえ、次期中期目標期間において専攻科の抜本的見直しについて検討するものとする。

第3 漁業練習船の効率的かつ効果的運用

本法人が保有する漁業練習船2隻について、航海によっては、実習生定員に対する乗船実績が半数に満たないものがある状況や、上記第1の特化・重点化した教育内容を踏まえ、効率的な運用を行うものとする。その際、専攻科における実習が運航実績の中心となっていることから、専攻科の見直しの検討状況や練習船の更新時期等を十分踏まえ、法人の任務・役割にふさわしい漁業練習船の体制について検討するものとする。

第4 合理化効果の発揮等

上記第1から第3までに併せて、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、要員の合理化に努め、極力アウトソーシングを推進するなど経費の縮減を図ることにより、合理化効果を具体的かつ最大限に発揮し、総費用（人件費を含む。）を厳しく削減するものとする。

第5 非公務員による事務及び事業の実施

水産大学校の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、非公務員が担うものとする。

(案)

政 委 第 号
平成 17 年 11 月 日

経 済 産 業 大 臣
二 階 俊 博 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の 2 独立行政法人（独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にさせていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・

具体的に定めていただくようお願いします。特に、同閣議決定を踏まえ、業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人経済産業研究所の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人経済産業研究所（以下「経済産業研究所」という。）の主要な事務及び事業については、経済産業省との交流やアウトカムを意識した業務の取組を通じて、政策研究・政策提言機能を高めていくという必要性を踏まえて、経済産業政策に一層貢献する観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に効果的に取り組むこととし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 法人の任務の明確化と研究領域の重点化

公共上の見地から確実に実施することが必要な事務及び事業に限定するとともに、経済産業研究所の各業務を最も合理的に説明し得る指標を明確に定めるものとする。その上で、経済産業省として継続的な取組を望む一定の研究領域に対しては、特に、経済産業政策との関係を明確にしつつ、研究の質の向上を図るとともに真に必要な研究に重点化するものとする。また、経済産業研究所としての研究実績を客観的に表すため、研究成果に関し、従来の研究者個人の成果の評価のみならず、経済産業研究所というまとまりとしての業績をも評価できるような仕組みの構築にも努めるものとする。

第2 政策への反映状況に関する客観的評価の実現

事務及び事業の運営の透明性を向上させるため、研究に関する意思決定の在り方や研究の管理工程等についても明確にするものとする。また、研究の個々に関し、その進捗よく状況や研究成果の経済産業政策への反映状況等について、具体的に把握し、適正に評価を行うものとする。その際、あらかじめ指標として定めた経済産業省の政策立案への貢献の観点などを踏まえるとともに、その結果等についても明らかにするものとする。

第3 財務内容の改善

予算の規模が過大であり、毎年度未執行残を生じてきた反省を踏まえ、事務及び事業の規模について抜本的見直しを行い、それを運営費交付金の算定ルールに適正かつ確実

に反映することにより、予算の規模を適正な水準にまで縮小を図るものとする。

独立行政法人工業所有権情報・研修館の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「工業所有権情報・研修館」という。）の主要な事務及び事業については、知的財産立国の実現の一翼を担うに当たり、ユーザーのニーズに柔軟かつ的確に対応する必要性を踏まえ、一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業につき必要な措置を講ずることとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 中期目標等における法人の任務・役割の明確化

適切な評価や国民へのサービスの向上に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における任務の位置付け、民間等との役割分担など、工業所有権情報・研修館が担う任務・役割を明確にするとともに、業務全般について、その任務・役割を踏まえた業務の重点化や効率化、他機関との連携に向けた取組を一層明確にするものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第2 情報流通等業務の見直し

特許流通市場の育成を目的とする情報流通等業務については、自立的な民間市場が整備されるまでの間過渡的に行われ、その育成状況に応じて縮小すべきものである。そうした観点から、特許流通市場の育成に向けた達成目標をできる限り具体的かつ定量的に明示するとともに、その達成度を踏まえつつ、工業所有権情報・研修館が担うべき当該業務の範囲を検討し、特許流通アドバイザーの派遣における工業所有権情報・研修館の事業規模の縮小や必要性の乏しい事業の廃止を含めた業務の見直しを行うものとする。

第3 業務運営の効率化・適正化

委託等により実施されている業務を始めとする各業務については、徹底的な業務の合理化の検討等を進めるとともに、可能な限り随意契約に代えて競争的手法による契約とすること等により、委託費等の縮減など一層の効率化を図るものとする。

また、引き続き随意契約によらざるを得ない委託等については、その客観性、妥当性等を確保するため透明性を高めるなど業務の適正化を図るものとする。

第4 非公務員による事務・事業の実施

工業所有権情報・研修館の事務及び事業については、ユーザーのニーズに的確に対応できる柔軟な業務運営を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、非公務員が担うものとする。その際、秘密保持の方策等について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

(案)

政 委 第 号
平成 17 年 11 月 日

国 土 交 通 大 臣
北 側 一 雄 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の 5 独立行政法人（独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航空大学校）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にし

ていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めていただくようお願いします。特に、同閣議決定を踏まえ、業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所及び独立行政法人電子航法研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）、独立行政法人交通安全環境研究所（以下「交通安全環境研究所」という。）、独立行政法人海上技術安全研究所（以下「海上技術安全研究所」という。）及び独立行政法人電子航法研究所（以下「電子航法研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人の設立の主旨を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねることで一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 中期目標等における法人の任務・役割等の明確化

1 研究業務等の重点化・効率化

建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所及び電子航法研究所においては、適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における法人の任務の位置付け、国・民間等と法人の役割分担など、各法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた研究業務等の重点化や効率化に向けた取組（重点化の内容や研究課題の設定プロセス等）を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

2 リコール関係業務の充実・強化

交通安全環境研究所においては、リコールの適切な実施という社会・行政ニーズに対応した業務の充実・強化を図るため、リコールに係る技術的な検証体制の整備を図ることとし、当該業務の実効性を確保するための方策を次期中期目標等において明確にするものとする。

第2 非公務員による事務及び事業の実施

建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所及び電子航法研究所の事務及び事業については、国に加え大学、民間等と人事交流などの連携を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。

独立行政法人航空大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する報告の方向性（案）

独立行政法人航空大学校（以下「航空大学校」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人の設立の主旨を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねることで一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 エアラインパイロット養成事業

1 エアラインパイロット養成事業の重点化・効率化

今後大量退職や空港整備拡張等に伴うパイロット需要増の本格化が想定されていることを踏まえ、次期中期目標等において、「質の高い航空従事者の長期的かつ安定的な確保」という国の政策目標における法人の任務の位置付け、国・民間と法人の役割分担など、航空大学校が担う任務・役割（基幹的要員の安定供給、民間操縦士養成機関の育成・振興、航空技術安全行政の技術支援機能の充実等）を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた事業の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。

2 業務運営の効率化

現状の教育業務、整備業務、運用業務、管理業務のそれぞれについて精査を行い、エアラインパイロット養成事業の目的に照らして教育内容、教育体制の在り方も含めた業務の見直し、効率化の推進により、これら業務に従事する職員の削減も含めたスリム化を図ることとし、上記1で示した効率化に向けた取組の記載に当たっては、スリム化の内容や達成すべき水準についても明記するものとする。

また、適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図るものとする。

第2 非公務員による事務及び事業の実施

航空大学校の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。

(案)

政 委 第 号
平成 17 年 11 月 日

環 境 大 臣

小 池 百 合 子 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の独立行政法人国立環境研究所について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にさせていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・

具体的に定めていただくようお願いします。特に、同閣議決定を踏まえ、業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人国立環境研究所の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立環境研究所（以下「国立環境研究所」という。）の主要な事務及び事業については、広範囲にわたる環境研究に、政策を踏まえつつ効率的かつ効果的に取り組んでいくという必要性を踏まえて、環境分野における中核的な研究機関としての取組を一層強化する観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業を他と峻別して重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 研究の選択と集中

環境研究の中核的機関として十全の機能を果たすため、国立環境研究所の研究規模に見合った分担関係を踏まえるなど関係機関との連携の在り方も視野に入れた業務見直しを前提として、研究の選択と集中を図るものとする。その際、国立環境研究所自らが戦略的に実施すべき、質が高く全国的な観点から必要とされるものを厳選し明確にした上で、研究課題・内容の重要性に応じた優先順位付けを行うものとする。また、研究の選択と集中に対する考え方について政策との関係を明確にしつつ、実現する具体的手法及びプロセスと併せて、中期目標又は中期計画に明確に示し、業務の合理的かつ効率的な取組を助長するものとする。さらに、国民の環境問題に対する意識の高まりにこたえるため、環境情報の円滑な提供の観点から、研究成果等の提供の在り方に更なる工夫を凝らすものとする。

第2 業務運営の改善

環境政策との関係を明確にしつつ、環境省等の政策への適切な反映など、得るべき成果を見据えて効率的に取り組むものとする。そのため、国立環境研究所の各業務を最も合理的に説明し得る指標を、明確に定めるものとする。また、将来の環境研究の芽となる基盤的・先導的研究と位置付けられる奨励研究であっても、大学との違いなど国立環境研究所の役割・任務との関係を明らかに示した上で、客観性が担保された評価の仕組みを構築し、その結果について明らかにするものとする。さらに、間接経費の節減を図

るなど、業務の合理化等の実施と併せて経費の節減にも一層努めるものとする。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

今後、ますます多様化・複雑化していくことが見込まれる環境問題に的確に対応するため、民間を含めた内外の研究機関との活発な研究交流や人事交流の促進、職員の採用・雇用における自由度の増加等が必要であることから、国立環境研究所の事務及び事業については、非公務員が担うものとする。